

2022年4月8日

関係各位

会社名：三井物産株式会社
代表者名：代表取締役社長 堀 健一
(コード番号：8031)
本社所在地：東京都千代田区大手町
一丁目2番1号

役員報酬改定／業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

三井物産株式会社（本社：東京都千代田区、社長：堀 健一、以下「当社」といいます。）は、役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬制度の改定に関する議案を2022年6月22日開催予定の第103回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬制度改定の目的

当社は、報酬委員会における継続的審議を経て、本日開催の取締役会において、当社が重視する経営指標に連動する、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。また、本制度の導入に伴い、従来の株価連動型譲渡制限付株式報酬については、かかる株価連動条件を廃止し、譲渡制限付株式報酬（リストラクテッドストック）とします。

当社は、Missionとして「世界中の未来をつくる」“Build brighter futures, everywhere”を掲げておりますが、近年のグローバル経営環境の急速な変化を背景に、当社の事業を通じた社会課題解決の重要性が一層高まっております。本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の社会的責任を果たしつつ中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、対象取締役に当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）を交付する制度です。一定の評価期間における当社経営指標の達成度に応じて、対象取締役に交付される本株式の数が変動する業績連動型の株式報酬制度であり、初回評価期間においては、当社が重視すべき経営指標として気候変動対応を含むESG各要素及びROE等を想定しております。

2. 当社株式報酬制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役が当該金銭報酬債権全部を現物出資するのと引き換えに本株式を交付するものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額3億円を上限とし、交付する本株式数の上限は年30万株以内とします。本制度は、2022年度（2023年3月期）を初回の対象事業年度とし、同事業年度から2024年度（2025年3月期）迄の3事業年度を初回評価期間とします。交付する本株式数を、当社が重視する経営指標の達成度に応じ、事後的に変動させることにより、透明性を担保し、当社が目指す経営のあり姿とのアラインメントを一層進めるものです。

当社を取り巻くグローバル経営環境変化の加速化に鑑み、当社が重視すべき経営指標及び具体的報酬額算定方法等についても不断の見直しが必要となることから、経営指標等の妥当性及び進捗度等については取締役会において定期的に検証し、必要に応じ見直すことと致します。一方で、本制度の客観性・透明性を担保し、株主・投資家の皆様への説明責任を果たすべく、株式報酬としての当社普通株式の発行または処分にかかる取締役会決議に際しては、その諮問委員会であり、委員長を含め社外独立役員が過半数を占

める報酬委員会における審議を前提とし、その結果を適切に開示致します。尚、初回評価期間においては、当社が重視すべき経営指標として気候変動対応を含む ESG 各要素及び ROE 等を想定しております。

評価期間中、ESG の観点から望ましくない不祥事が発生した場合等、当社の取締役会において本株式の交付が不相当であると判断した場合には、本制度に基づく本株式の交付を行いません（マルス・クロバック条項の制定）。

（2）譲渡制限付株式報酬の概要（株価連動型譲渡制限付株式報酬の改定）

2019年6月20日定時株主総会にて導入された株価連動型譲渡制限付株式報酬（年額5億円を上限・年50万株以内）は、当社株価成長率と TOPIX（東証株価指数）成長率を対比させた算定式に連動する形で交付額を決定しております。今般、かかる株価連動条件を廃止し、譲渡制限付株式報酬（リストラクテッドストック）とします。上限額等のその他の主要条件について変更はありません。

尚、従来の株価連動型譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても交付していましたが、これに代えて事後交付型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッドストック・ユニット）を、取締役会の決議により付与する予定です。

3. 自社株保有ガイドラインの制定

当社は、譲渡制限付株式報酬に加えて本制度を導入し、役員報酬に占める株式報酬の割合を増加させたことに加えて、対象取締役を対象として「自社株保有ガイドライン」を制定致します。

「自社株保有ガイドライン」においては、自社株保有目標として、代表取締役社長につき基本報酬（年額）の3倍相当の当社株式の保有を、その他の対象取締役につき基本報酬（年額）相当の当社株式の保有を、夫々定める予定です。

4. 改定後の役員報酬構成割合

現在の当社の対象取締役の報酬は、金銭報酬としての①固定報酬（基本報酬）及び②業績連動賞与（短期インセンティブ）、株式報酬としての③譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）により構成されております。本株主総会では、上記③の譲渡制限付株式報酬に加えて本制度を新たに導入することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。かかるご承認をいただいた場合、対象取締役の報酬総額における報酬構成割合は、金銭報酬：株式報酬については概ね2：1、基本報酬：短期インセンティブ：長期インセンティブについては概ね1：1：1となります。

以上

本件に関する問合せ先：三井物産株式会社

IR 部 TEL：03(3285)7657

広報部 TEL：080(5912)0321

ご注意：

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、四半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。